

◆ 障害者虐待の区分と事例

<small>ぎゃくたい くぶん</small> 虐待の区分	<small>ていぎ れい</small> 定義・例
<p>① <small>しんたいてきぎゃくたい</small> 身体的虐待</p>	<p><small>ぼろりよく たいばつ しんたい きす いたみ あた がいしょう しょう</small> 暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与えたり、外傷が生じ る（おそれのある）行為。身体を縛りつけたり、過剰な投薬によって身 体の動きを抑制する行為。</p> <p><small>くたいてき れい</small> 【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> • <small>ひらてう</small> 平手打ちする • <small>なぐる</small> 殴る • <small>ける</small> 蹴る • <small>かべ たた</small> 壁に叩きつける • つねる • <small>むり しょくもつ の もの くち い</small> 無理やり食物や飲み物を口に入れる • やけど • <small>たぼく</small> 打撲させる • <small>しんたいこうそく はしら いす ベッド しば つ いりょうてきひつようせい ちと</small> 身体拘束（柱や椅子やベッドに縛り付ける、医療的必要性に基づか ない投薬によって動きを抑制する、ミトンやつなぎ服を着せる、部屋 に閉じ込める、施設側の管理の都合で睡眠薬を服用させるなど） • <small>てきせつ そうび きゅうけい あた いちじる かんれい しょねつとう ばしょ</small> 適切な装備、休憩を与えずに、著しく寒冷、暑熱等の場所、 危険・有害な場所での作業を強いる
<p>② <small>せいてきぎゃくたい</small> 性的虐待</p>	<p><small>せいてき こうい きょうよう ひょうめんじょう どうい み</small> 性的な行為やその強要（表面上は同意しているように見えても、 本心からの同意かどうかを見極める必要がある）。</p> <p><small>くたいてき れい</small> 【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> • <small>せいこう</small> 性交 • <small>せいき せつしよく</small> 性器への接触 • <small>せいてきこうい きょうよう</small> 性的行為を強要する • <small>はだか</small> 裸にする • キスする • <small>ほんにん まえ ことば はっ また かいわ</small> 本人の前でわいせつな言葉を発する又は会話する • <small>えいぞう み</small> わいせつな映像を見せる • <small>こうい どう ばめん えいぞう がぞう さつえい</small> 更衣やトイレ等の場面のぞいたり映像や画像を撮影する

③心理的虐待

脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与えること。

【具体的な例】

- ・「バカ」「あほ」など侮辱する言葉を浴びせる
- ・怒鳴る
- ・ののしる
- ・悪口を言う
- ・仲間に入れない
- ・子ども扱にする
- ・人格をおとしめるような扱いをする
- ・話しかけているのに意図的に無視する
- ・言葉や行動（机を叩く、椅子を蹴る等）による脅かし、脅迫等をする

④放棄・放置

食事や排泄、入浴、洗濯など身の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせないなどによって障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化、又は不当に保持しないこと。

【具体的な例】

- ・食事や水分を十分に与えない
- ・食事の著しい偏りによって栄養状態が悪化している
- ・あまり入浴させない
- ・汚れた服を着させ続ける
- ・排泄の介助をしない
- ・髪や爪が伸び放題
- ・室内の掃除をしない
- ・ごみを放置したままにしてあるなど劣悪な住環境の中で生活させる
- ・病気やけがをしても受診させない
- ・学校に行かせない
- ・必要な福祉サービスを受けさせない、制限する
- ・養護者以外の同居人、施設の他の従業者・利用者、企業の他の労働者による身体的虐待や心理的虐待、性的虐待を放置する

⑤ 経済的虐待

本人の同意なしに（あるいはだますなどして）財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

【具体的な例】

- 年金や賃金を渡さない
 - 本人の同意なしに財産や預貯金を処分・運用する
 - 日常生活に必要な金銭を渡さない・使わせない
 - 本人の同意なしに年金等を管理して渡さない
 - 高額な商品などを売りつける等、不当に財産上の利益を得る
 - 賃金・休業手当・割増賃金・賞与・退職金等を支払わない
 - 最低賃金額未満の賃金支払いを行う
- ※都道府県労働局長から最低賃金の減額特例許可を受けている場合
については、減額後の最低賃金額

(参考)

「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」

平成27年3月厚生労働省